



平成24年10月5日

鳥取県議会議長 伊藤 美都夫 様

発議者 鳥取県議会議員

鉄永 幸紀
斉木 正一
伊藤 保夫
森岡 俊紀
澤 紀男
広谷 直樹



谷村悠介議員に対する懲罰動議

次の理由により、谷村悠介議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び鳥取県議会会議規則第101条第1項の規定により動議を提出します。

記

理由

10月5日本会議、谷村議員の一般質問において、議長の再々の制止にもかかわらずルールを無視して発言を繰り返して行う等、議員辞職どころか全く反省も無く自らが被害者のごとくの発言、かつ決して看過できない発言がありました。

よって、鳥取県議会会議規則第50条（発言内容の制限）及び第93条（秩序及び品位の尊重）に抵触しており、懲罰を求めるものであります。

懲罰の種類について

地方自治法第 135 条に懲罰の種類として、①公開の議場における戒告、②公開の議場における陳謝、③一定期間の出席停止、④除名の 4 つを規定している。

懲罰の種類	内容・特記事項
戒 告	<ul style="list-style-type: none"> ・公開の議場において、懲罰事犯者に対し、議長が戒告文を朗読して行うもの。 ・会議規則第 103 条に戒告は議会の決めた案文で行うことが規定されており、懲罰特別委員会で起草した案文を会議に諮って議決する。
陳 謝	<ul style="list-style-type: none"> ・公開の議場において、懲罰事犯者がその事犯について、自ら理由を述べて詫びることをいう。 ・会議規則第 103 条に陳謝は議会の決めた案文で行うことが規定されており、懲罰特別委員会で起草した案文を会議に諮って議決する。
出席停止	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間議会の会議、委員会の会議への出席を停止する処分。 ・一定期間でなければならないもので、その一定期間の最長期間については、会議規則第 104 条に 5 日をこえることができないと規定され、会期の残余の期間をこえるものであってはならない。
除 名	<ul style="list-style-type: none"> ・議員の身分を失わせる処分。 ・本会議における除名の議決は、地方自治法第 135 条第 3 項に議員の 3 分の 2 以上の者が出席し、その 4 分の 3 以上の者の同意がなければならないと規定されている。(懲罰特別委員会では過半数議決。)

(「地方議会運営事典」抜粋)